

山本修さんをJR本体に帰せ！

労働審判開催される！

審判前決意表明する山本さん



9月7日、東京地方裁判所（民事19部）において、山本修さんの出向延長問題に対する第1回労働審判が開催されました。労働審判は公開制ではないため、審判室に入ることができませんでしたが、新幹線地本の多くの仲間たちが駆けつけてくれ、弁護士会館にて、連帯の激励を行なった後、山本さんを送り出すことができました。

労働審判での、私たちの「労働協約に基づき、山本さんをJR本体に戻せ」という主張に対して、会社側は膨大な書証を示し「この案件は労働審判になじまない」とし、審判自体を回避（本訴訟で争うべき）しようとしてきました。

これに対して私たちは、「出向規定に『延長』という規定がない」、したがって「会社による出向延長は無効である」と主張し、争点を絞りそのことのみでの審判を求めました。

しかし労働審判官の判断は「規定には延長も含まれている」という会社を肯定するような判断が示されました。その後、審判官は会社側に「和解はできないか？」と正したところ、会社側は、「SMTに労働条件の緩和を働きかける」との回答をしました。

私たちは「出向期間を1年ないし2年と区切り、その後はJR本体に帰す」という条件を返しましたが、会社側は拒否しました。出向先での労働条件の改善という点では、成果かもしれませんが、あくまでも私たちの主眼は「山本さんをJR本体に戻す」ことです。最後まで共に頑張りましょう！次回の審判は10月23日（火）10時30分からの開催となります。

会社のやりたい放題を許さず！山本さんと共に闘おう！

ところで会社答弁書のなかで、山本さんに対し「単に楽な業務を行いたいと駄々をこねているに過ぎない自分勝手なものである」という卑劣な文言があります。一方で「SMTでは優秀な社員」として褒め称え、一方で手のひらを返したように不良社員とする会社の主張は論理矛盾も甚だしいものです。

山本さんは「労働協約に基づきJR本体に帰せ」と言っているだけです。なぜJR東海会社はここまで、社員を愚弄するような対応しかできないのでしょうか？

労働協約で「出向することについての理解を得る取り組みを行うこととしたい」としているのは、54才以前の社員が出向した場合は『元職場に戻る』ことが基本だからです。会社の判断で出向延長を強要することは明確な協約違反です。

**私たちは、こうした会社のやりたい放題の横暴を許さず、
山本さんをJR本体に帰すために闘いましょう！**